

長 建 産 発 第 8 5 号
令 和 3 年 3 月 1 1 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和3年2月26日)に伴う工事及び業務の対応について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年2月26日に、内閣総理大臣より、3月1日以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところであります。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」(令和3年1月15日付長建産発第75号)において、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしていたところではありますが、引き続き、ご協力方お願いする旨、全国建産連を通じ国土交通省不動産・建設経済局建設業課長より要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

追って、緊急事態宣言を実施すべき区域の変更を踏まえた対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに通知されるとともに、別添2のとおり民間発注団体等あてに送付されておりますことを申し添えます。